平成２７年（フ）第８１８号
広島県東広島市西条中央３丁目35番５号
カーサ石が瀬Ｂ101号
債務者　中村　麻衣
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０５号
徳島県徳島市一宮町西丁120番地
債務者　吉本ケイ子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１４号
徳島県徳島市北田宮１丁目７番18―305号
宇野ビル１、旧住所徳島県徳島市佐古八番町８番17―302号
債務者　和泉亜紀子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３９号
愛媛県西条市中野甲91番地５、前住所愛媛県西条市北条1369番地１
債務者　川原　由美
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１４０号
愛媛県新居浜市庄内町３丁目８番５号
債務者　伊藤　英雄
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第３７５号
鹿児島県鹿児島市清和１丁目33番２号
債務者　川田　　樹
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３９６号
鹿児島県鹿児島市清和１丁目33番２号
債務者　川田　美子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
秋田市外旭川字三後田208番地　コーポあさひの201号
債務者　舘山　光子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２９号
秋田市山王６丁目２番16号　アバンテ山王601号
債務者　佐川　高子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３９号
静岡県沼津市根古屋105番地の65
債務者　熊谷　知美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２１９号
兵庫県明石市旭が丘10番10号　ハイツ旭が丘203号
債務者　中尾　　徹
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
兵庫県明石市魚住町住吉２丁目15番15号　シャローム住吉203号
債務者　荻野万紀子（旧姓駒林）
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２４０号
神戸市西区井吹台東町４丁目18番地　13―304号
債務者　浅井　靖江
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２４４号
兵庫県明石市港町４番１号　宗田マンション16
債務者　居酒屋いっぺんこと　杉野　一民
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
兵庫県明石市西明石北町３丁目３番26―408号、前住所兵庫県明石市小久保１丁目７番地の４　プレステージ西明石駅前グラットシェル402号
債務者　一条智奈美
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２５１号
神戸市西区伊川谷町有瀬1363番地の16、前住所神戸市西区桜が丘西町２丁目20番地の13
債務者　松本　泰則
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２６４号
神戸市西区大沢１丁目14番地の10　翼Ｉ―103号、前住所神戸市西区大沢１丁目５番地の１　市住１―308号
債務者　高村　英樹
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係